

〇〇〇自治会規約(例)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、〇〇〇自治会（以下「会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 会の事務所を、呉市〇〇町〇〇番××号に置く。

※又は、(例) 会長宅に置く。
〇〇自治会館内に置く。

(区域)

第3条 会の区域は、次のとおり定める。

※<住居表示で表記する場合>
(例) 呉市〇〇町〇〇丁目全域及び〇〇町〇〇丁目△△番××号から××番△△号までの区域
※<地番で表記する場合>
(例) 呉市〇〇町〇〇番地から××番地までの区域
※<河川や道路で表記する場合>
(例) 〇〇道路と〇〇川及び△△道路で囲む区域

(目的)

第4条 会は、町民相互の親和と福利増進に努め、町の民主的な建設発展を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 町内の広報及び広聴に関する事項
- (2) 町内の衛生改善に関する事項
- (3) 町内の防犯防火に関する事項
- (4) 町民の福祉増進に関する事項
- (5) 市からのお知らせその他の連絡に関する事項
- (6) 会の所有する資産の維持管理及び運営に関する事項
- (7) その他住みよい地域づくりに関する事項

※地縁団体の権利能力の範囲を明確にする程度に、活動内容をできるだけ具体的に定めてください。

第 2 章 会 員

(会 員)

第 5 条 会の会員は、第 3 条に定める区域内に住所を有する個人とする。

※区域に有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることはできません。

※会員を「世帯」単位とすることはできません。

- 2 第 3 条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会を希望するものは、会長又は班長に申し出るものとする。
- 3 会は、正当な理由なく、前項に規定する者の加入を拒むことができない。
- 4 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(脱 会)

第 6 条 会員の脱会は、次の場合とする。

- (1) 本人の申請があったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 住所を第 3 条に定める区域外に移したとき。

第 3 章 役 員

(役員の種類別)

第 7 条 会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 会長 | ○名 |
| (2) 副会長 | ○名～○名 |
| (3) 書記 | ○名 |
| (4) 専門部長 | 若干名 |
| (5) 会計 | ○名 |
| (6) 監事 | ○名～○名 |
| (7) 班長 (組長) | 若干名 |

※第 9 条第 2 項関連で副会長は必要です。

(役員を選任)

第 8 条 役員は、総会において選任する。

2 監事は、その他の役員と相互に兼ねることができない。

※監事は、会務の執行を監査する役職上、他の役職と兼務はできません。

3 会の運営を円滑に行うため、班（又は組）を置く。なお、班長（又は組長）は、各班（又は各組）の中から選出する。

（役員 の 職務）

第9条 会長は、会務を総括し、会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、
※あらかじめ会長が指定した順序で、その職務を代行する。

※副会長が複数名の場合

3 書記は会務を記録し、会の内外への連絡、部会を代表する。

4 専門部長は、専門部会の担当事務を処理し、部会を代表する。

5 会計は、会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

6 監事は、次の業務を行う。

（1）会の財産の状況を監査すること。

（2）その他の役員 の業務執行の状況を監査すること。

（3）財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告すること。

（4）前号の報告をするため必要あるときは、総会の招集を請求すること。

7 班長（又は組長）は、班（又は組）をまとめ、代表して、会務に協力する。

（役員 の 任期）

第10条 班長を除く役員 の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため就任した役員 の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

第 4 章 総 会

(総会の種類)

第 1 1 条 会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 1 2 条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の機能)

第 1 3 条 総会は、次に定めるもののほか、会の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 規約の改正
- (2) 予算及び事業計画
- (3) 決算及び事業報告
- (4) 資産管理運営報告
- (5) 会費の改定
- (6) 役員を選任

(総会の開催)

第 1 4 条 定時総会は毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 監事から第 9 条第 5 項第 4 号の規定による請求があったとき。

(総会の招集)

第 1 5 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から*〇〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

*概ね「30日以内」が望ましい。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日*〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

*少なくとも「5日以内までに」通知を行う必要があります。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

※会長は正会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれにあたる。」と定めることも可能です。

(総会の定足数)

第17条 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第18条 総会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第19条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第20条 やむを得ない事情で出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第17条及び第18条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

※未成年の表決権は民法の定めに従い、親権者の同意または代理により行使することとなります。

第5章 組織

(役員会・専門部会の構成)

第21条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

2 会に次の専門部会を置く。

- | | |
|------------|-----------------|
| (1) 広報部 | 広報に関すること。 |
| (2) 体育・文化部 | 体育文化に関すること。 |
| (3) 女性部 | 女性活動に関すること。 |
| (4) 厚生・衛生部 | 福利及び衛生に関すること。 |
| (5) 交通・防犯部 | 交通安全及び防犯に関すること。 |

(役員会・専門部会の権能)

第22条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 専門部会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員会に付議すべき事項
- (2) 専門部会に付託された事項の執行に関する事項
- (3) その他総会又は役員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会・専門部会の招集)

第23条 役員会又は専門部会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員又は専門部員の〇分の〇以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から*〇〇日以内に役員会又は専門部会を招集しなければならない。

***概ね「30日以内」が望ましい。**

3 役員会又は専門部会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも*〇日前までに通知しなければならない。

***少なくとも「5日以内までに」通知を行う必要があります。**

(役員会・専門部会の定足数等)

第24条 役員会又は専門部会は、監事を除く役員又は専門部員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 役員会又は専門部会には、第20条の規定を準用する。この場合において、「総会」とあるのは「役員会・専門部会」と、「会員」とあるのは、監事を除く「役員・専門部員」と読み替えるものとする。

(役員会・専門部会の議長及び議決)

第25条 役員会又は専門部会は、会長が議長となる。

2 役員会又は専門部会における議決は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。ただし、利害関係を有する会員は、その議事について表決権を有しない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 26 条 会の経費は、会費、補助金、交付金、寄附金、資産（財産目録記載の資産）、資産から生ずる収入、その他の収入をもって充てる。なお、総会の承認を得て臨時会費を徴収することができる。

2 納入された会費は、会員が脱会しても払い戻さない。

(経費の支弁)

第 27 条 会の経費は、資産をもって支弁する。

(資産の管理及び処分)

第 28 条 会の資産は、会長が管理し、その管理方法は役員会の議決による。

2 会の資産で第 26 条第 1 項に掲げる資産（財産目録記載の資産）のうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の〇以上の議決を要する。

(事業計画及び予算)

第 29 条 会の事業計画及び予算は会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 30 条 会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 か月以内に総会の承認を受けなければならない。

2 会員が、帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

(会計年度)

第 31 条 会の会計年度は、毎年〇〇月〇〇日から始まり、翌年〇〇月〇〇日に終わる。

第 7 章 雑 則

(規約の変更)

第 3 2 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、呉市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 3 3 条 会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 の規定により解散する。

※解散事由は、①破産、②認可の取消、③総会員の 4 分の 3 以上の同意による総会の決議、④構成員の欠乏

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を得て、会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

(総会及び役員会の議事録)

第 3 4 条 総会及び役員会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
 - (2) 会員・役員・専門部門の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名捺印をしなければならない。

(書類及び帳簿の整備等)

第 3 5 条 会の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員の名簿
- (4) 認可及び登記に関する書類
- (5) 総会及び役員会の議事に関する書類
- (6) 収支に関する帳簿及び証拠書類

(7) 財産目録その他資産の状況を示す書類

(8) その他必要な帳簿及び書類

(委 任)

第36条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

付 則

- 1 この規約は、 年 月 日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第29条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第31条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から 年 月 日までとする。